

**令和8年度 北部の農業推進プロジェクト
湖北地域就農促進イベント企画・運営等業務公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、令和8年度北部の農業推進プロジェクト湖北地域就農促進イベント企画・運営等業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度北部の農業推進プロジェクト湖北地域就農促進イベント企画・運営等業務

(2) 業務の内容

令和8年度北部の農業推進プロジェクト湖北地域就農促進イベント企画・運営等業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和9年(2027年)1月29日(金曜日)まで

(4) 予定価格

1,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年政令第16号)施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類:「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314

4 説明会の日時、場所等

当業務にかかる説明会は開催しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類(以下、企画提案書等という)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添(様式1)により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

ア 企画提案書の形式は、A4サイズ(縦書き・横書きは不問)とする。

イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする(表紙は除く)。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

(ア) 企画内容の骨子

(イ) 具体的な内容(以下の内容を盛り込むこと)

a 湖北地域就農促進イベントの具体的な内容(開催時期、開催場所、内容、目標参加者数等)

b イベント参加者の過半が40歳未満となるよう参加者を募るための情報発信・周知の具体的な内容

c 「湖北で就職就農したい」と意欲喚起されたイベント参加者数の把握方法と、意欲喚起されたイベント参加者とモデル経営体(土地利用型品目モデル構想に基づき、大区画化されたほ場でスマート農業等に取り組む経営体)等との個別相談(オンライン方式を含む)等対話のできる機会を設ける方法

d その他「湖北で就職就農したい」と意欲喚起させるために工夫する点

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 業務執行体制

(オ) 類似事業の取組実績(有る場合のみ記載)

(3) 経費見積書

概算価格には、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本6部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名・連絡先(電話番号)を記載すること。

なお副本6部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他(該当する場合)

「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。

(ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。

(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。

(ウ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

オ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。

(ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 8 年(2026 年) 5 月 29 日(金曜日)正午まで受け付ける。

(2) 質問方法

別添(様式 2)の「質問票」を下記の 11 に示す問い合わせ先へメールで提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

「質問票」で受け付けた質問に対する回答を全てまとめて、以下の滋賀県ホームページの「お知らせ・注意」に令和 8 年(2026 年) 6 月 1 日(月曜日)を目途に掲載する。なお、回答に対する質問は受け付けない。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>)

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和 8 年(2026 年) 6 月 8 日(月曜日)正午まで(必着)

(2) 提出方法

下記の 11 に示す問い合わせ先まで持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日を除く、9時から17時までとする。郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とすること。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書について、書類審査およびプレゼンテーション審査会において、滋賀県農政水産部農政課が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出の求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

イ プレゼンテーション審査会

(ア) 設置、日時および場所（予定）について

設 置：当課および関係課の委員5名をもって設置する。

日 時：令和8年(2026年)6月16日(火曜日)午後

場所等：滋賀県湖北合同庁舎1階第1A会議室

参加候補者には、別途、詳細を連絡する。

(イ) 審査基準

各審査委員は、下表の審査内容の項目①～⑦について、「5・3・1」の3段階の絶対評価で点数をつける（5：特に優れている、3：優れている、1：優れていない）。なお、項目①～②は評価点を4倍、項目③～④は3倍、⑤～⑦は採点どおりに加算する。項目⑧～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目の配点を各審査委員の合計点数に加算する。

審査委員の採点（項目①～⑦）および項目⑧～⑬の加点分を集計し、予定価格の制限の範囲内において、総合得点の最も高いものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、審査委員の平均採点が50点未満の場合は、契約予定者とししない。

項目	審査の視点	配点
企画	①「湖北で就職就農したい」という意欲喚起がなされる工夫がなされているか	20
	②事業目的に合致した参加者を募るための工夫がなされている。	20
	③本業務の目的を理解した企画内容が提案されているか	15
実施体制	④事業を実施するための十分な体制、能力を有している。	15
経済性	⑤経費節減を意識した見積金額が提示されているか	10
	・ 予定価格の80%未満 …10点	
	・ 予定価格の80%以上85%未満…8点	
	・ 予定価格の85%以上90%未満…6点	
	・ 予定価格の90%以上95%未満…4点	

	・予定価格の95%以上 …1点	
実現可能性	⑥全体のスケジュールが無理のない具体的な内容なのか	5
業務実績	⑦類似事業の取組実績があるか	5
地域要件	⑧県内に本社を有する事業者かどうか。	5
社会政策 推進	⑨「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑩高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか	1
	⑪障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1
	⑫「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑬環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ・国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ・特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
	合計	100

(2) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査会での審査結果は、企画提案書の提出があった事業者全員に文書で通知する。

(3) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をもとに、発注者と業務内容について

詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で意見付与された条件を追加したり、変更を求めたりする場合があるので十分に留意されたい。

なお、協議が整わない場合は、審査会で次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土日・祝日を除く執務日）に書面（任意の様式）により、11に示す問い合わせ先に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土日・祝日を除く執務日）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9 無効

次の各号に該当した場合は、無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他

- (1) 提出された書類については、追加・削除等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。

11 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部農政課（北の近江振興事務所）（担当：中川）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2（湖北合同庁舎 4階）

TEL：0749-53-2804 E-mail：shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp